

令和4年第21回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

1 開催日 令和4年12月15日（木）

2 場 所 宝塚市役所 特別会議室

3 開会時間 午後3時30分

4 閉会時間 午後5時00分

5 出席した委員の氏名

五十嵐 孝教育長、木野 達夫委員、篠部 信一郎委員、松浦 一枝委員

及び石井 克馬委員

6 除斥した委員の氏名

7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	岡本 進
学校教育部長	坂本 三好	教育研究課長	山口 直人
管理室長	福井 健介	教育企画課係長	板垣 慎一郎
学校教育室長	伴 康史	学校教育課係長	加藤 圭亮

8 会議の書記

教育企画課事務職員 藤原 明穂

9 議題

○請願第1号 学校園生活における新型コロナウイルス感染症対策緩和についての請願書

○議案第32号 令和4年度教育委員会所管一般会計補正予算（第9号）（案）の提出について意見を申し出ることについて

○報告事項 令和4年（2022年）10月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について

会議の概要

開会 午後 ３時３０分	
五十嵐教育長	それでは、令和４年第２１回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。傍聴希望の方はいらっしゃいますか。
岡本課長	おられます。
五十嵐教育長	では、ご案内ください。
【 傍 聴 者 入 室 】	
五十嵐教育長	傍聴される方に、注意事項を申し上げます。 教育委員会の会議を傍聴される方は、宝塚市教育委員会傍聴人規則により、次の行為が禁じられています。 （１）みだりに傍聴席を離れること。 （２）私語、談話又は拍手等を行うこと。 （３）議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。 （４）飲食を行うこと。 （５）許可を受けずに撮影、録音等を行うこと。 （６）その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。 以上の規定を守らない場合には、私から注意を促し、改めない場合は退場を命ずることがあります。退場を命ぜられた傍聴人は、速やかに退場しなければなりません。また、会議の進行の妨げになりますので、審議途中での会議室への入室、退室はできません。入室及び退室は、係員の指示に従ってください。よろしくお願いいたします。 本日の署名委員は松浦委員でございます。よろしくお願いいたします。 本日の付議案件は、請願の審議１件、議決事項以外の案件１件です。 それでは、進行について事務局からお願いします。
岡本課長	本日の付議案件は、請願の審議１件、議決事項以外の案件１件です。 案件については、一覧のとおりです。 なお、いじめ事案の報告については、個人に関する事項を含んでおりますので、非公開での報告でお願いします。

また、本日追加の案件として、議決事項が1件ございます。

議案第32号 令和4年度教育委員会所管一般会計補正予算（第9号）
（案）の提出について意見を申し出ることについてです。

審議の順番としましては、請願第1号、議案第32号の順に審議を行い、最後にいじめ事案の報告をお願いします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

五十嵐教育長

それでは、請願第1号 学校園生活における新型コロナウイルス感染症対策緩和についての請願書、担当課より説明をお願いいたします。

岡本課長

請願第1号 学校園生活における新型コロナウイルス感染症対策緩和についての請願書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和4年11月15日付けで提出をされた請願でございます。請願者は、宝塚子どもの健やかな成長を守る会でございます。本件は、令和4年11月10日付けと記載がありますが、10日付けの書類でありまして、11月15日に一旦受付を行っております。11月18日付けで補正通知をお出ししまして、11月21日付けで本件書類が提出をされております。

請願の中身については、こちら通常、全文を読み上げるようになっておりますので、読み上げをさせていただきます。

「学校園生活における新型コロナウイルス感染症対策緩和についての請願

平素は将来を担う子どもたちの為、学校園等の運営にご尽力頂き心より感謝申し上げます。当会は子どもの健やかな成長を望む有志市民団体です。

常時マスク着用、手洗い・消毒、密にならない活動、行事の制限、給食の黙食などといった学校園での感染症対策は初期のまま大きく見直しされる事もなく3年が経過しました。

長期間にわたり感染症対策を強いられている子どもたちへの心身の影響を憂慮し、対策の見直し・緩和を求めます。子どもたちに起こっている現状をご理解頂き、どうか社会体裁ではなく子どもたちの事を真剣に考えた上で宝塚市としてのご判断を頂きたく、審議いただけますと幸いです。

1. 児童達の現状について

下記に添付するアンケート結果からも、本来任意であるはずのマスク着用が実質強制となっており、マスク着用による健康被害だけでなく、マスクを

着用しない事への過剰な恐怖心や、反対にマスクを着用していないことで教師や他児童より誹謗中傷を受けた事、給食時に少しでも喋っていると厳しく注意を受けて傷ついた事がうかがえ、精神面での影響も懸念されます。

現在教育委員会からの通達では「登校時はマスクは外します」と明記されているにも関わらず、未だにマスクを着用して登下校している子ども達が多くいます。これはこれまで常に「マスクを着けなさい」と指導があった事、「自分が他の人に感染させてはいけない」という誤った義務感や、「みんなが着けているから」という同調圧力からきており、「苦しければ外す」という判断を自主的に子ども自らが下せる現状ではありません。

「Ⅲ. これまでの経緯」にも記載の通り、当会は教育委員会にこれまでも感染対策の緩和等の要望を上げてきましたが、6月の議会で高田管理部長は国が黙食を推奨しているわけではない事をご認識の上で、児童や保護者にアンケートを取ったわけでもなく「宝塚の子どもは黙食を受け入れている」とおっしゃられていたことから、教育委員会は到底現状を理解されていないと憤りを感じております。

Ⅱ. 子どものマスク着用における心身への悪影響リスクについて

全国有志医師の会の「マスクに関する見解」にもある通り、感染予防効果が見られないだけでなく子供の健康や発達に悪影響となる事が示唆されています。」

これまでの経緯は、表で記載をされております。

「Ⅳ. 要望事項

1. マスク着用については本人・保護者の意思を尊重ください。また、本人の意に反してマスクの着脱を強要しない様周知徹底下さい。

現在、宝塚市教育委員会では「アレルギーなど健康上の理由でマスクの着用が困難な場合は、登下校中や体育の授業以外の学校生活において、マスクを外すよう指導しています。つきましては、健康上の理由により通常の授業中であってもマスクの着用が困難な場合は学校へご相談ください。」と通達が出ており、マスクを着用しない児童も少なからずいる状況ですが、「本人の意思を尊重する」事が未だに周知徹底されておらず、他児童や教師が本人の意思に関わらずマスクを着用する様、注意をする場面が多々あります。

富山市、葉山町、小平市、多摩市、そして所沢市や東村山市の一部でもマスク着用について個人の意思を尊重する旨の通達を出されています。

10月14日付けでの厚労省からの通達、10月19日付けでの文科省からの通達にも「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な周知をお願い申し上げます」とある通り、子どもと接する現場の教師に正確に周知頂き、全保護者宛にも児童が他児童のマスク着脱について注意することのない様、またマスクの着用有無で差別や圧力が生じることのないよう周知徹底いただきます様お願いいたします。

2. 黙食を廃止下さい

既出の通り、黙食を文科省は推奨しておらず、県のガイドラインで定められている事項です。県教育委員会の事務局（体育保険課 内藤副課長様）によると黙食は「一切喋ってはいけない」という事ではなく、様々な異なる状況の中で（換気状況等）考慮して柔軟に対応すべき、という事をおっしゃられています。

給食時の会話は日本一の給食を謳う宝塚市も大事にしている食育にも大きな影響を及ぼします。

食事中に少しお話してしまっただけで「喋るな」と厳しく注意されて傷ついた子ども達、これまで楽しく喋りながら食べていた給食から一変してしまい窮屈に感じている子ども達があります。

文科省が黙食を推奨していない中で、大人が楽しく喋りながら食事や会食を行う中でなぜ子どもにのみ負担を強いるのでしょうか。

医師の62%、小児科の78%が学校の黙食指導の見直すべきだとも回答しております。

決して騒いで良い、という事ではなく、常識の範囲内での会話を認めてあげて下さい。愛知県や福岡市では独自にガイドラインを設け、子どもたちの事を考えて黙食の撤廃に動いている他の自治体もございます。

上記事項を審議いただき、決定した事項については

- ・校長会や生徒指導連絡会等において市内全校、全教職員への情報共有
- ・学校園での子どもへの声かけ
- ・保護者向け配布物への記載

・地域住民に向け、ＨＰや広報紙への記載

等で全市民へも周知徹底いただきます様お願いします。」

以上でございます。５ページ以下に添付資料をつけておられます。順次説明を申し上げます。

５ページからは、感染症対策に関する保護者からの不安の声とアンケート結果がまとめられています。５ページ冒頭から６ページの下段までがマスク着用・アルコール消毒について、６ページ下段から７ページにかけては、黙食についてでございます。

続きまして、資料９ページからは添付資料②として、他市の資料が添付されております。まず、９ページと１０ページにつきましては、神戸市の「子どもの笑顔を守る会」が実施されたとされる、アンケート結果が記載をされております。

続きまして、１１ページからは三田市・川西市合同のアンケート結果です。１１ページが園または学校でのマスク着用、中段以降にお子さまのマスク着用について。一番下にお子さまのマスクについて、と題してアンケートがとられたようでございます。

続きまして、１２ページ下段ですけれども、マスクの着用による悪い影響についてアンケートがまとめられております。

続きまして、１４ページからは、西宮市の保護者を対象に行った子どものマスク着用についてアンケートがまとめられております。１４ページから２０ページまでが保護者向けのアンケートで２１ページ以降が子ども向けのアンケートとなっておりますようでございます。

続きまして、２５ページからが伊丹市の子どもの健やかな成長を考える会が作成されたとされる、マスクについての意見をまとめたものでございます。

続きまして、２９ページは添付③としまして、有志医師の会から「マスクに関する見解」。日付が２０２２年７月７日付けとなっております。４９ページが診断書で、疾病名が「マスクによる接触皮膚炎および低酸素性脳症の疑い」と記載をされて、かねしろクリニックの医師の金城信雄氏が作成されたとされる診断書が添付されております。

続きまして、５１ページからが、令和４年５月１７日付けで請願者から教

育長宛に提出をされております、学校園生活における感染症対策に関する要望書でございます。

項目としては5項目ございまして、

1. マスクに着用については本人・保護者の意思を尊重して下さい
2. 多様性を認め他者をも思い遣る道徳心を育む教育をお願いします
3. マスク非着用の代用としてワクチン接種圧力、消毒の強制、社会的距離の確保といった別の被害が発生しない様、指導を徹底して下さい
4. 「新型コロナウイルス感染症に係る宝塚市教育委員会対処方針」のうち、「2. 感染経路を絶つこと」の「(2) マスクの着用」について見直してください
5. 私立学校園にもお願い文をだしていただきますようお願いいたします
6. 回答について

記載をされております。

53ページ以降に関しましては、今申し上げた、5月17日付けの要望書に添付された資料でございます。まず、53ページが状況報告と題する書類でございます。続きまして、55ページが、強制的な感染症対策に関する保護者からの不安の声ということで、請願者が実施されたアンケート結果が添付をされております。58ページ、多摩市の教育長、千葉正法さんが出されておられるメッセージでございます。続けて、59ページに帯津三敬病院名誉院長の帯津良一医師の見解。60ページからがウィルス学者の本間真二郎医師の見解が、63ページからが教育機関関係者宛としまして、作成されたのは、かねしろクリニックの金城信雄医師とのことですが、子どものマスク着用についてと題する文章が記載されております。続きまして、65ページ以降に関しましては、令和4年3月1日時点での新型コロナウイルス感染症の国内発生動向等の資料が以降添付をされております。

続きまして、69ページ以降が、文部科学大臣が発出してあります、行政文書不開示決定通知書でございます。同じく72ページが、国立感染症研究所長が作成しました、行政文書不開示決定通知書でございます。73ページ以降につきましては、ホームページを抜粋したものが添付されております。要望書につきましては以上でございます。

続きまして、77ページからが令和4年6月6日付け、教育長から請願者宛に先ほど申し上げた、5月17日付け要望書に対する回答を添付しております。

続きまして、79ページが令和4年7月22日付け、宝塚市長から請願者宛に、広聴カードに回答したものが添付されております。

最後に、81ページからが令和4年8月3日付けで請願者から教育長宛に提出をされております、学校園生活における感染症対策に関する要望書でございます。中身としましては、81ページ中段の「黙食を廃止してください」というものと82ページ上段の「濃厚接触者の特定を廃止してください」という要望を提出されております。83ページにつきましては、要望書に添付された資料でございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

五十嵐教育長

ありがとうございます。ご協議いただく前に少し確認させていただきますが、請願書の前文に「学校園での感染症対策は初期のまま大きく見直しされる事もなく3年が経過しました。」と書いてありますけれども、ここの部分について、これまで方針がどのような形で改訂されてきたかを事務局で簡単に説明していただけますか。

高田部長

はい。学校での感染対策として、最初は学校を一斉休校にするという対応がありました。これが第1波の時です。第1波も一定収束してきた時に登校が始まって、第2波以降はあまり学校を止めずに、一斉休校といった一斉的な取扱いはやめて、学級や学年単位で閉鎖をして、休校措置は極力止めていきたいと思いますという考え方に変わってきています。

個々の感染予防対策については、マスク、手洗い、手指消毒と感染するリスクが高い教育活動は、一時的に避けました。例えば、音楽の歌唱、あとは家庭科の調理実習といった活動です。つまり、学校に登校した状況の中で、子ども達の感染リスクを減らしていこうという取組です。それが時間の経過と共に、調理実習は飲食を共にするものですから、すぐにといいことはなかったんですけれども、音楽あたりから順次、感染予防対策を講じながら取組、徐々に通常の教育活動に近づけてきたという経過があります。ですから、今は感染者が全国で10万人を越すような感染状況にはなっていますが、学

校では、修学旅行や自然学校といった今までやっていなかったような活動も取り入れていっておりますので、できる限り通常の教育活動に戻していこうということで対応してきております。

この感染予防対策につきましては、手指の消毒というのはずっと継続していますが、マスクについては、屋外での教育活動では、最初は「マスクを外してもいいですよ」ということだったんですが、最近は「マスクを外しましょう」というようなできる限りの取組をしております。ただ、強制はできませんので、本人が着けたいということであれば、継続して着けるということになっているんですけれども、屋外での教育活動については、マスクを外しましょうという対応をしているということで、対応自体は、実際は大きく変化してきております。

五十嵐教育長 市の感染症対策の改訂を何度もしてきたということですから、それはどのタイミングですか？

高田部長 第3波、第4波ぐらいまでは、文部科学省が出す衛生管理マニュアル、対応マニュアルが出ておりましたので、市も同様のマニュアルを作って、それに合わせて改訂していましたが、その後、兵庫県が県の対処方針を作成したので、宝塚市も国のマニュアルから対処方針に変更して、県の対処方針が変わるたびに市もそれに合わせて改訂してきました。前半は国、後半は県の方針が変わった時に合わせて、市も方針転換しているということになります。

五十嵐教育長 ちなみに直近の改訂はいつですか。

高田部長 11月28日です。

五十嵐教育長 ありがとうございます。それでは、要望事項が2つありますが、項目ごとに担当課から御説明をお願いできないでしょうか。

まず一つ目、「マスク着用については本人・保護者の意思を尊重下さい。また、本人の意に反してマスクの着脱を強要しない様周知徹底下さい。」について。

高田部長 本日、午前中の定例校園長会で、マスク着用についてのお話を全校園長にしました。感染状況と感染対策、これも徐々に国の方でも緩和してきていることも受けて、市の方も校長先生に意識を変えていってくださいという事をお話しました。具体的には、屋内では一定の距離が確保できて、会話をしな

いといった一定の制限がありますが、屋外での体育については、今まで「外してもいいですよ」から「外すよう指導しましょう」に変わってきているので、その変化をしっかり捉えて、あまりその判断を子どもたちに委ねるのではなくて、「積極的にマスクを外しましょう」ということの呼びかけをする。ただ、「着きたい」と言っているお子さんについては、そのまま継続して着けることも良いということで、メリハリのついた対応をしてくださいと言っています。まずは、先生方の意識も改革していってくださいと周知をしたところです。

五十嵐教育長

はい。では、黙食の廃止について。

高田部長

これも、本日の定例校園長会の方で周知したんですけども、あまり飛沫というところに意識が集中せずに、そもそも今みんなが前向いた状況ですので、かつてのように向かい合わせで座っている時よりも、それほど大きな会話はきつとないであろうから、そこはあまり意識して会話を止めるようなことが極力ないようにということの周知をしております。

五十嵐教育長

ありがとうございました。それでは、このまま請願につきまして、委員の皆様方の御質問御意見を伺いたいと思います。

高田部長

一点付け加えて、マスクにしても黙食を廃止することについても、学校の中では多くの子どもたちがいます。マスクを着きたいという子や着けておいて欲しいと不安に思う子もいます。ちょうど今、コロナとインフルエンザが同時流行するということで、非常に学級閉鎖が増えてきている傾向にあって、それで不安に思う子どもたちもいますので、外したいというところもあれば、不安に思う子への配慮も一定必要かと思います。黙食も同様に、あまり横で大声で喋らないでほしい、あまり話しかけてほしくない、と飛沫を気にしている子どももいますので、そこへの配慮も必要です。両方への配慮というものをバランスよく学校の方では対応していただきたいという思いはあります。

五十嵐教育長

今、事務局の方から要望事項2つについて、教育委員会が取り組んできたこと、あるいは今の状況等について説明がございましたけれども、委員の皆様方から御質問があればどうぞ。

木野委員

質問ですけれども、本日の審議事項としましては、3ページに「上記事項

を審議いただき～をお願いします」というまとめになっておりますけれども、これを具体的に議論するということですか。

五十嵐教育長 要望事項が2つございますので、まずこれを委員会としてこの中身について採択するかどうかということです。そこが審議いただくところですよ？

岡本課長 はい。

五十嵐教育長 今、委員がおっしゃった部分については、その審議の結果これを採択するとなった場合には、このご要望に応じて周知していくということになってまいります。

木野委員 ありがとうございます。そうであれば、今事務局からもお話もありましたし、本人の意に反してマスクを強要しないこととか、黙食については、現状こういう状況になっていると思いますので、この内容自体に反対する理由はないと思います。

五十嵐教育長 分かりました。他の委員の皆さまは、質問御意見取り交ぜてお出しただけたらと思います。

石井委員 はい。

五十嵐教育長 石井委員。

石井委員 要望の二つ目、黙食を廃止下さいというのは、11月28日の通達で文言としては消えているので、タイミングの問題だと思いますが、一番目の本人保護者の意思ですね。本人の意思、本人の意ですけれども、本人に調査はしているんですか。

高田部長 学校側から何か積極的に聞き取り調査はしてはいないんですけれども、本人であるとか保護者からお申し出があった場合には、対応しているということになります。

石井委員 それを言っていただければ、ということですね。

高田部長 はい。

石井委員 それは、明文化はされていないですか。

高田部長 そこは十分に周知できるだけの明文化はされておきませんので、今後は教育委員会としてもマスク着用をお願いをすれば、一方で着用できない人についてもお申し出くださいといった通知は必要だろうと感じております。今まではございませんでした。

- 石井委員 分かりました。
- 五十嵐教育長 篠部委員どうぞ。
- 篠部委員 現時点では、この請願書に書いてある内容が行われているわけですね。
 これが出たのが１１月２１日なので、タイミングの問題だと思うんですけども、現場での対応がまだ追いついていない部分があるんじゃないかというのが問題点だと思うので、その辺りを周知徹底いただけたら、この内容で私は問題ないと思います。
- 五十嵐教育長 松浦委員。
- 松浦委員 私も同じ意見なんですけれども、前回の委員会の中で、黙食についての話し合いをしましたし、恐らく、現場が追いついていないというのがあるのかなと思います。大人の私たちも結局なかなかマスクを外せないですね。ですので、今までずっとマスクをしないとと言われてきた子どもたちが、「どっちでも選んでいいよ」と言われても、なかなか難しいのかなというのがありますので、その辺り、こちらに書かれているようにもう少し外してもいいし、選べるということをしっかりと子どもたちに伝えていく必要があるのかなというの思います。
- 五十嵐教育長 私も今朝、出勤前にニュースを見ておりましたら、大阪だと思うんですけども、子どもたちと担任の先生に対する黙食についてのインタビューがありまして、子どもたちも、話してもいいんだよと言われても、「何を話したらいいのか分からない」という素朴な声もありましたし、一方「友達と楽しく食べたい」という意見もありました。担任の先生が、「黙食はもういらないというのは分かっているけれども、話をしてもいいよ、と言ったときにどれくらい話をしてもいいのか、担任として子どもたちに上手に伝えられないんです」という声もありました。ですので、遅ればせながら、私たちはこの二つの要望事項については方針を発信したわけなんですけれども、現場はそれを具体的にどうしたらいいかというところで、まだ迷っているところがあると思いますので、今、委員の皆さんから出てきましたように、しっかりこれを周知できるように取り組まなければいけないなと思います。今の委員の皆様の御意見を伺っていますと、この請願書の一つ目二つ目の要望事項については、皆さん一応ご納得されているということなので、この請願については採択させ

委員

(承認)

五十嵐教育長

ていただくということによろしいでしょうか。

そうしますと、決定した場合には最後に４点ございますね。ちゃんと情報共有するように、これはまさに今言ったように周知のことだと思います。そして、子どもへの声かけ、保護者への配布、それから地域住民へのホームページや広報紙でのアピールという部分を具体的に私どもは取り組んでいかなければならないですし、あわせて請願者に対しての通知も追ってさせていただきたいと思います。

それでは、請願第１号 学校園生活における新型コロナウイルス感染症対策緩和についての請願書につきましては、要望項目１，２ともに採択ということで回答させていただきたいと思います。

傍聴者の皆様、このタイミングで退席していただくこともできます。

それでは続きまして、議案第３２号 令和４年度教育委員会所管一般会計補正予算（第９号）（案）の提出について意見を申し出ることについて、担当課より説明をお願いいたします。

岡本課長

議案第３２号 令和４年度教育委員会所管一般会計補正予算（第９号）（案）の提出について意見を申し出ることについて、内容を御説明申し上げます。

本件は、令和４年度一般会計補正予算（第９号）（案）のうち、教育委員会関係予算に関しまして、令和４年１２月市議会（定例会）に議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、市長に次の予算案をもって意見を申し出るものです。

令和４年度教育委員会所管一般会計補正予算（第９号）（案）につきましては、歳入予算に２８７万１千円を増額し、総額を１７億２０２４万４千円といたします。また、歳出予算に５０２万２千円を増額し、総額を５１億７１８９万１千円といたします。

２ページ目の第１表歳入歳出予算補正につきましては、教育企画課所管の歳入予算に２８７万１千円、歳出予算に５０２万２千円を追加しております。

１２月補正予算（３次送付）説明資料を御覧ください。小学校運営事業につきましては、消耗品費１８４万円、庁用器具費６８万円。中学校運営事業

につきまして、消耗品費139万円と庁用器具費39万2千円を追加しております。感染症対策用品等の購入に関して、すでに各学校には、文部科学省からの補助金に基づきまして、感染症対策の補助金の予算を配当していますが、この度、第8波対応も含めまして、補助金の上限額を引き上げると、もう少し補助金を出してあげますよ、というような通知がありまして、各学校に照会をさせていただき、その要求額を今回、補正予算額として計上しているものです。国から学校等における感染症対策等支援事業補助金につきましては、右側にそれぞれ計上している予算の半額になります。文部科学省所管の補助金が、市の支出する予算の半分を補助する制度になっております。残りの半分につきましては、別で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がありまして、そちらを充当しますので、市からの持ち出しはない見込みでございます。

続きまして、歳入で、こどもの安心・安全対策支援事業補助金72万円と歳出で、送迎用バス安全装置54万円、スクールバス運行管理業務委託料18万円を計上しております。こちらは、保育所等の通園バスで子どもが置き去りになって、お亡くなりになるという事案がございまして、その関係で今、国で通園バス・通学バスへの安全装置の設置について検討されております。今般、国からは県を通じて、安全装置に対して18万円の補助が出るという話がされております。本市、教育委員会所管の通学バスにつきましては、養護学校でバスを4台運行しておりまして、その内3台が市所有、1台が委託事業者保有ということになっております。今回その安全装置をそれぞれ整備するにあたりまして、市所有のバスにつきましては、市が直接、物を買って安全装置を付けます。委託のバスにつきましては、バス自体が委託事業者の持ち物になっておりますので、整備をしてもらうための上乗せする委託料でございます。

先ほども申し上げた通りですが、現時点で国からの詳細が示されていない状態でございます。1月6日に国から説明があると聞いていますが、市として、できるだけ早期に予算も含めて対応するために、本定例市議会で予算提案しようとするものです。説明は以上でございます。

岡本課長

ただ今の説明につきまして、御質問御意見はございませんでしょうか。

これは全て、補助金で賄うということですね。

五十嵐教育長

今説明がありましたバスの安全装置ですけれども、これは市所有が３台、委託の分が１台ということで、それぞれ１８万ずつ予算がつくということですね。これは予算が通った場合、いつ設置されますか？

岡本課長

普段、車の整備をしていただいている業者さんと話をしていますが、各所で通園バスがあつて、それに対して全てのバスに付けなさいという話になっていますので、予算が通って付けに行つたとして、発注数量が急激に増えることになりますので、こちらが思っているように上手く整備が進むかどうかは、正直微妙なところです。

今回の補助金につきましては、国がこういうものとして整備をしないとガイドラインを示す予定ですが、そちらに沿った内容でなければ補助金が出ないということになっておりますので、発注するにしても、そちらの物が示されてから、こちらが発注作業を行うことになろうかと思込んでおりますので、我々としてはもちろんできる限り早く整備をしたいと考えていますが、確実にこの時期までに整備ができますというところが、現段階では申し上げられない状況でございます。

五十嵐教育長

今の話では、今年度中は無理な感じがしますね。

岡本課長

何とも言えないです。

福井室長

商品の供給状況等もまだ情報がないので、そこは読めない状況です。

五十嵐教育長

今回の一般質問でもお答えした部分ですが、この安全装置が付いたから安全というわけではありませんので、付くまでの間も養護学校では、送り迎えの業務の内容等をきちんと申し送りをして、子どもたちの安全を確保するように取組はしておりますので、付くまでも付いてからも、その取組をしっかりとやっていこうということになっておりますので、そこはご安心いただけたらと思います。

今回の補正予算の件につきまして、他に委員の皆さんから御意見御質問ございませんか。

石井委員

よろしいですか。

五十嵐教育長

石井委員。

石井委員

バスの安全装置ですけれども、具体的にこういうものを付けましょうというものは、まだ分からないということですか。

岡本課長

今のところ報道レベルですけれども、２種類想定がされておりまして、一つが、バスの後部座席にスイッチを付けて、エンジンと連動するようなものです。エンジンをオフにすると後ろで音が鳴って、それを手で止めに行かないと音が止まらないので、止めに行くときに子どもが残っていないか確認するもの。もう一つが、天井とかにＡＩのカメラを付けまして、カメラで子どもたちを見るというようなものです。金額的には最初に申し上げた、後ろにボタンを置いて、それを止めに行くものの方が比較的安価で、ＡＩのカメラを付けるようなものは、比較的値段が高価なものになりそうです。天井にカメラを付けるタイプは、国から出る補助金だけで賄うのはなかなか難しいのではないかという報道がされております。

養護学校のバスにつきましては、障害があるお子様が乗っておられますので、もともと添乗員として介助員が同乗しております。降りるときは、もちろん担任が出迎えに来ますので、ある程度少ない人数で見る保育園とか幼稚園のバスなど通常のバスとは少し異なるところもございますので、事務局としては、今回は後ろにボタンを置くようなもので想定をしております。以上です。

五十嵐教育長

他に御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

委員

(なし)

五十嵐教育長

それでは、議案第３２号 令和４年度教育委員会所管一般会計補正予算（第９号）（案）の提出について意見を申し出ることについては、原案通り可決いたします。ありがとうございます。

それでは続きまして、先ほど事務局からもありましたように、次の報告は非公開とさせていただきますので、傍聴の方にはご退席いただきます。ありがとうございます。

【 傍 聴 者 退 席 】

五十嵐教育長 それでは、報告事項 令和4年（2022年）10月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について、担当課より御説明をお願いいたします。

【 非公開での報告事項あり 】

五十嵐教育長 これで予定の案件は以上で終了ということになります。
他に何か報告いただくようなことはありますでしょうか。

岡本課長 ございません。

五十嵐教育長 それでは、本日の教育委員会をこれで閉会いたします。
どうもありがとうございました。

閉会 午後 5時00分